

別紙

青森県立保健大学学生及び職員の感染予防及び健康管理について

1. 感染予防について

- (1) 手洗い・うがいを徹底するとともに、必要に応じて手の消毒等も行う。
- (2) マスク等の咳エチケットを徹底するとともに、できるだけ人混みを避ける。
- (3) 外出中は、意識して、手で眼、鼻、口に触れないようにする。

※咳やくしゃみを押さえた手で触ったドアノブ等にウイルスが付着し、それを触った手で眼、鼻、口に触れることにより粘膜から感染する可能性があるため、上記を徹底すること。

2. 健康管理について

(1) 風邪や発熱などの軽い症状が現れた場合

- ・授業・仕事を休み、外出を控え自宅で療養してください。また、毎日体温を測定し記録してください。
- ・37.5℃以上の発熱が3日以内であっても、以下の(2)と同様に、不利益とならないよう授業等への配慮を行いますので、出校せず、症状の快復を優先させてください。

(2) 次の症状のいずれかが現れた場合(感染疑い)

- ① 風邪のような症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。
 - ② 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。
- 「帰国者・接触者相談センター」(以下「センター」という。)に相談し、指示を仰ぐとともに、下記の対応をとってください。

【学生】※ 上記症状の前段階(例:37.5℃以上の発熱の1日目～3日目等)の場合も下記に準じて、授業等における特別な配慮を行いますので、保健室等に連絡するとともに、出校せず、症状の快復を優先させてください。

- (a) 学生本人は出校せず、学生本人又は代理人が電話等で、保健室(017-765-2112)又は教務学生課(017-765-2007)に連絡し、センターに相談した結果等について報告してください。
- (b) 蔓延防止のため、治癒したことが確認されるまでは出席停止としますので、通学することはせず療養に努めてください。
- (c) 自宅待機期間の授業欠席については特別な配慮を行います。通学可能となった場合、すみやかに保健室に報告して必要な手続きを行ってください。

【職員】

- (a) 本人又は代理人が電話等で、保健室(017-765-2112)又は総務課(017-765-4070)に連絡し、センターに相談した結果等について報告してください。(特別休暇(出勤困難休暇)を申請できます。)
- (b) 蔓延防止のため、治癒したことが確認されるまでは出勤停止としますので、通勤することはせず療養に努めてください。

(c) 通勤可能となった場合、すみやかに総務課に申し出、必要な手続きを行ってください。

(3) 濃厚接触者の疑いがある場合

以下の場合についても(2)と同様の扱いとします。センターに相談するとともに、保健室等に報告をお願いします。

- ① 新型コロナウイルス感染症と確定した者と接触した。
- ② 新型コロナウイルス感染症の疑いがある者の気道分泌液、体液、糞便等の汚染物質に触った、それらの処理作業に携わった、あるいは、それらの近くにいた。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の疑いがある患者を診察・看護・介護・同居した。

帰国者・接触者相談センター

- ・青森市：青森市保健所（017-765-5280）
- ・厚生労働省 HP：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

【参考】帰国者・接触者相談センターへ相談後のフロー

<https://www.mhlw.go.jp/content/000601670.pdf>

(4) 受診の結果、感染が確認された場合（濃厚接触者を含む）

【学生】

学生が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、蔓延防止のため、治癒したことが確認されるまでは出席停止とします。なお、出席停止により、授業等を欠席した学生が不利益とならないよう、配慮することとしています。

受診の結果、新型コロナウイルス感染症に罹患したと診断された場合は、以下により手続き等を行ってください。

- ① 学生本人は出校せず、学生本人又は代理人が電話等で、保健室（017-765-2112）又は教務学生課（017-765-2007）に連絡し、受診医療機関や受診日等の状況を報告してください。
- ② 蔓延防止のため、治癒したことが確認されるまでは出席停止としますので、通学することはせず療養に努めてください。
- ③ 診断により治癒が確認され、通学可能となった場合、すみやかに保健室に「治癒証明書（受診医療機関の証明書）」を提出して手続きを行ってください。これにより授業等における特別な配慮がされます。

【職員】

感染者又は濃厚接触者と診断された場合は、所属学科長及び保健室（又は総務課）に電話連絡等により受診状況等を報告し、指示に従ってください。